

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第123号	
事故等種類	衝突（橋桁）	
発生日時	平成23年6月8日 03時40分ごろ	
発生場所	東京都江東区辰巳運河 江東区所在の東京東第9号灯浮標から真方位356° 3,000m付近 （概位 北緯35° 38.5′ 東経139° 48.4′）	
事故等調査の経過	平成23年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第五 ^{ほうわ} 豊和丸、204トン 134321、株式会社ハマダ（船舶借入人）、個人（船舶管理人）	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者	軽傷 1人（船長）	
損傷	本船 操舵室の上部、側部、窓等損傷 橋桁 吊り足場曲損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成23年6月8日03時30分ごろ、京浜港東京区所在の岸壁を空船で千葉県市原港に向けて出港した。</p> <p>船長は、本船が辰巳運河を南進中、一般国道357号海側辰巳橋（以下「本件橋」という。）手前にある歩道橋の下を通過したとき、本件橋に設置された橋梁補修用の吊り足場（以下「本件吊り足場」という。）に気付き、機関を後進としたが、船首が左に振れたため、姿勢を保持しようとしたところ、03時40分ごろ本船の操舵室上部が本件吊り足場に衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 霧雨、風向 東北東、風速 約1.6m/s</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p> <p>日出時刻：04時25分</p>	
その他の事項	<p>本船は、天板の取り外し及び周壁上部を起倒できる操舵室を装備しており、低い橋などを通過する際は、天板を取り外し、周壁上部を倒していたが、本事故当時は周壁上部を倒していなかった。</p> <p>本船の空船時と満船時の喫水の差は、約1.6mであった。</p> <p>本件吊り足場は、平成23年6月7日20時～翌日03時ごろに設置された。</p> <p>船長は、出港前に水路通報等の航海情報を入手していたが、本件橋の工事に関する情報（以下「工事情報」という。）は入手していなかった。</p> <p>船長は、約13年間、船長として本船に乗船し、辰巳運河を航行していた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近に5本の橋が連続的に平行して設置され、本件橋の手前の歩道橋が一番低い橋であることを知っていた。</p> <p>船長は、本件橋の手前の歩道橋の下を通過したとき、本船の操舵室天板と橋桁との間隙が約40cmあることを確認していた。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり

	<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、辰巳運河を南進中、船長が、事前に工事情報を得ていなかったことから、本件橋の手前の歩道橋を通過した際に本件吊り足場に気付き、機関を後進としたが、本件吊り足場と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、辰巳運河を南進中、船長が、事前に工事情報を得ていなかったため、本件橋の手前の歩道橋を通過した際に本件吊り足場に気付き、機関を後進としたが、本件吊り足場と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	